

「住まいの省エネ性能」 発行業務要領

関西住宅品質保証株式会社

1. 趣旨

この「住まいの省エネ性能」発行業務要領（以下「業務要領」という。）は、関西住宅品質保証株式会社（以下「当機関」という。）が実施する、「住まいの省エネ性能」の発行に関する業務（以下、「業務」という）について必要な事項を定める。

2. 業務を行う区域

日本全国とする。

3. 業務を行う住宅及び業務を行う範囲、申請の時期

- 1) 当機関においてBELS評価書の交付を行った戸建住宅または共同住宅の住戸に限る。
- 2) BELS評価書の審査結果におけるデータに基づき、一次エネルギー消費量および光熱費等の基準住戸と当該住戸（設計住戸）との比較表示等を行う。
- 3) BELS評価書の交付申請時の同時申し込みを原則とする。
「住まいの省エネ性能」のみの発行は行わない。

4. 業務の申込

1) 申込に必要な提出物

- ・「住まいの省エネ性能」申込書
- ・光熱費算出に必要な料金メニュー 等

なお、「住まいの省エネ性能」発行には、BELS評価書発行時のデータを活用するため、これ以外の省エネに関するデータは、原則として不要とする。

5. 申込の受理及び業務の引受

当機関は、「住まいの省エネ性能」の申込みがあったときは、申込書の形式上の不備がないことを確認の上、業務を引き受け、速やかに、請求書を発行する。

なお、「住まいの省エネ性能」の発行までに、申込みの解除があった場合には、申込者と協議の上、業務の進捗状況に応じた費用に相当する額を請求または返還することができる。

6. 発行料金

1戸につき、2,700円（税込み2,970円）

再発行：1,500円（税込み1,650円）

BELS変更等による再発行の場合は、別途、見積による。

7. 秘密保持義務

当機関の役員及びその職員(審査員を含む)並びにこれらの者であった者は、業務に関して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

8. 書類の保存期間

「住まいの省エネ性能」申込書、「住まいの省エネ性能」発行の写しを、交付日の属する年度から5事業年度、保存する。

9. 別途協議

この業務要領に定めのない事項及び要領に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り申込者と協議の上定めるものとする。

附則

(附則) この要領は令和 4年 7月 15日より施行する。

制定 : 令和 4年 7月 15日